

水賀池公園整備事業
基本協定書（案）

（指定管理者制度）

令和 5 年 5 月
堺市

目 次

第1章 総則	1
第1条（主旨）	1
第2条（指定管理者の指定の意義）	1
第3条（定義）	1
第4条（管理の基本方針）	2
第5条（信義誠実の原則）	2
第6条（共通事項）	2
第7条（共同企業体）	2
第8条（対象物件）	3
第9条（指定期間）	3
第2章 本業務の範囲と実施条件	3
第10条（本業務の範囲）	3
第11条（甲が行う業務の範囲）	3
第12条（業務実施条件）	3
第13条（本業務の範囲等の変更等）	4
第14条（乙の構成団体の変更）	4
第3章 本業務の実施	4
第15条（本業務の実施）	4
第16条（人材の確保等）	4
第17条（業務責任者）	4
第18条（監督員）	5
第19条（一部委託等）	5
第20条（不当介入等に対する措置）	6
第21条（契約の解除）	6
第22条（原状の変更等）	6
第23条（管理施設の補修等）	6
第24条（臨機の措置等）	6
第25条（利用者保護等）	6
第26条（個人情報等の取扱い）	7
第27条（情報の公開）	7
第28条（文書管理等）	7
第29条（乙による備品等の購入）	7
第4章 業務実施に係る甲の確認事項	8
第30条（基本事業計画書の承認）	8
第31条（年度事業計画書の承認）	8

第 32 条 (事業報告)	8
第 33 条 (立会、報告、調査等)	8
第 34 条 (改善指示)	9
第 35 条 (経営状況の確認)	9
第 36 条 (市税の納税調査)	9
第 37 条 (評価及び対応)	9
第 38 条 (評価の公表及び対応)	9
第 5 章 指定管理料及び利用料金	10
第 39 条 (管理に係る経費)	10
第 40 条 (利用料金)	10
第 41 条 (本業務の経理)	10
第 6 章 自主事業	10
第 42 条 (自主事業)	10
第 43 条 (自主事業計画書)	10
第 44 条 (自主事業に係る経費等)	11
第 45 条 (自主事業における立会、報告、調査等)	11
第 46 条 (自主事業の改善指示)	11
第 7 章 損害賠償及び不可抗力	11
第 47 条 (損害賠償等)	11
第 48 条 (損害の負担)	11
第 49 条 (保険)	12
第 50 条 (不可抗力発生時の対応)	12
第 51 条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	12
第 52 条 (不可抗力による一部の業務実施の免除)	12
第 53 条 (リスクの分担)	12
第 8 章 指定期間の満了	13
第 54 条 (業務の引継ぎ等)	13
第 55 条 (利用料金の引継ぎ等)	13
第 56 条 (原状回復義務)	13
第 57 条 (備品等の取扱い)	13
第 9 章 指定期間満了以前の指定の取消し等	13
第 58 条 (甲による指定の取消し等)	13
第 59 条 (乙による指定の取消しの申出)	14
第 60 条 (不可抗力による指定の取消し)	14
第 10 章 その他	15
第 61 条 (権利義務の譲渡の禁止)	15
第 62 条 (変更の届出)	15
第 63 条 (特許権等の使用)	15
第 64 条 (定期会議の開催等)	15

第 65 条 (監査)	15
第 66 条 (天災等による施設供用の休止等)	15
第 67 条 (避難所等開設時の対応)	15
第 68 条 (協定の変更)	16
第 69 条 (協議)	16
第 70 条 (管轄裁判所)	16

別記	個人情報取扱特記事項
別紙 1	管理施設
別紙 2	要求水準書
別紙 3	基本事業計画書
別紙 4	年度事業計画書
別紙 5	事業報告書
別紙 6	定期報告書
別紙 7	公園緑地部が指定管理者制度を導入している公の施設における利用料金の減免に関する取扱い基準
別紙 8	公園緑地部が指定管理者制度を導入している公の施設における利用料金の還付に関する取扱い基準
別紙 9	リスク分担表

資料 1	施設・設備保守点検業務一覧
資料 2	施設維持管理関係業務一覧

様式	
様式 1	業務責任者届
様式 2	監督員通知書
様式 3	第三者への一部業務委託承認申請書
様式 4	施設原状変更申請書
様式 5	事故報告書
様式 6	要望 (苦情) 報告書
様式 7	自主事業申請書

堺市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、乙が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として行う、水賀池公園（以下「本施設」という。）の管理運営業務（以下「本業務」という。）に係る協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 基本協定は、堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号。以下「公園条例」という。）第 25 条の規定に基づき、本施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、適切かつ円滑に本施設を管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の経営ノウハウや顧客サービスを活用しつつ、地域住民に対する行政サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（定義）

第 3 条 この基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 基本協定等 基本協定及び年度協定をいう。
- (2) 年度協定 この基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定をいう。
- (3) 管理施設 本施設において指定管理者が管理する施設をいう。
- (4) 指定期間 甲が乙を指定管理者として指定し、管理施設の本業務を行わせる期間をいう。
- (5) 基本事業計画書 乙が、指定期間の開始日までに提出し、甲の承認を得た指定期間内の本業務に関する事業計画書をいう。
- (6) 年度事業計画書 乙が、毎年度開始日までに提出し、甲の承認を得た当該年度に関する事業計画書をいう。
- (7) 事業計画書等 基本事業計画書及び年度事業計画書をいう。
- (8) 仕様書 甲が令和 5 年 5 月に公表した水賀池公園整備事業指定管理業務仕様書（別冊及び公表後の変更を含む。）をいう。なお、この基本協定締結時の仕様書を本協定の別紙 2 として添付する。
- (9) 事業者募集に関する資料 水賀池公園整備事業 公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項（別紙、添付資料を含む）をいう。
- (10) 事業者募集に関する資料等 事業者募集に関する資料及びそれらに係る質問回答をいう。
- (11) 利用料金 条例の規定に基づき管理施設の利用の対価として利用者から乙に支払われる施設利用料のことで、乙の収入とされるものをいう。
- (12) 自主事業 施設の設置目的に合致し、利用促進又は利用者のサービス向上につながる事業として乙が提案し、あらかじめ甲の承認を得て、乙の責任と費用において実施する事業をいう。

(管理の基本方針)

第4条 乙は、本業務の実施に当たっては、次の法令及び基本協定等を遵守するとともに、管理施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (6) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）、その他農薬関係法令
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他の廃棄物関係法令
- (8) 堺市公園条例（昭和35年条例第18号）及び堺市公園条例施行規則（平成元年規則第38号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (10) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成15年規則第22号）
- (11) 堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）及び堺市行政手続条例施行規則（平成9年規則第25号）
- (12) 消防法（昭和23年法律第186号）及び堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）
- (13) 堺市景観条例（平成23年条例第15号）、堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）
- (14) 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）、堺市会計規則（平成19年規則第43号）及び堺市財務規則（平成19年規則第56号）
- (15) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）
- (16) その他本業務を履行するに当たって関係する法令、条例、規則、要綱、通知等

(信義誠実の原則)

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本基本協定等を誠実に履行しなければならない。

(共通事項)

第6条 この基本協定に関する甲乙間の通知、請求、申請、申出、報告、確認、承認、合意、変更、取消し、停止及び解除その他の甲乙間に係る行為（以下この条において「通知等」という。）は、特別に定める場合を除き、書面により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する通知等について口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った通知等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、基本協定等の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、双方合意の上、保有するものとする。

(共同企業体)

第7条 乙が複数の法人その他の団体による共同企業体である場合においては、甲は基本協定等に基づ

く全ての行為を、共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った基本協定等に基づく全ての行為は、当該共同企業体全ての構成団体に対して行ったものとみなすものとする。

- 2 乙は、甲に対して行う基本協定等に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。
- 3 共同企業体の各構成団体は、基本協定等に基づく指定管理者としての義務を連帯して負うものとする。
- 4 共同企業体の各構成団体は、他の構成団体において基本協定等に違反があった場合、自己の責めに帰すべき事由がないこと、又は過失がないことをもって、基本協定等上の義務を免れることはできない。
- 5 共同企業体の各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しを甲に提出するものとする。

(対象物件)

- 第 8 条 本業務の対象となる物件は管理施設からなる。管理施設の詳細は、別紙 1 のとおりとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理施設を管理しなければならない。

(指定期間)

- 第 9 条 地方自治法第 244 条の 2 第 5 項に規定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和〇年〇月〇日から令和〇年 3 月 31 日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

- 第 10 条 堺市公園条例第 26 条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
 - (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 管理施設の維持管理に関する業務
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

- 第 11 条 甲が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 本施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する乙による本業務の範囲外の業務

(業務実施条件)

- 第 12 条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は仕様書に示すとおりとする。

(本業務の範囲等の変更等)

第 13 条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって、第 10 条に規定する本業務の範囲及び細目並びに前条に規定する業務実施条件の変更又は本業務の全部若しくは一部の中止について協議を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。

(乙の構成団体の変更)

第 14 条 乙は、やむを得ない事由によりその構成団体を変更しようとする場合、事前に甲に対して構成団体の変更について協議を申し入れることができる。

2 甲は、前項の規定による申入れがあった場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

第 3 章 本業務の実施

(本業務の実施)

第 15 条 乙は、基本協定等、事業者募集に関する資料等及び事業計画書等のほか、条例及び関係法令等に基づいて本業務を実施するものとする。

2 乙は、前項に規定する基本協定その他の書類に定める内容に不適合又は未達成とならないよう実施に万全を期すものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により不適合又は未達成となったときは、この限りでない。

3 基本協定等、事業者募集に関する資料等及び事業計画書等との間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定等、事業者募集に関する資料等、事業計画書等の順に解釈が優先されるものとする。ただし、事業計画書等において仕様書を上回る水準が明記されている場合は事業計画書等に示された水準によるものとする。

(人材の確保等)

第 16 条 乙は、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、適切な業務執行体制を維持しなければならない。法令等により資格、免許等を必要とする業務については、当該業務に従事する従業員の資格、免許等を証する書面の写しをあらかじめ甲に提出するものとする。当該従業員に変更があったときも、同様とする。

2 乙は、本業務の適正な執行に必要な知識・技能の習得、資質向上等のため、研修（人権研修を含む。）を実施し、人材の育成に努め、利用者サービスの質の維持向上に努めるものとする。

3 乙は、事業計画書等に基づき、必要な人員を配置するものとし、甲の求めに応じて、従業員名簿を提出するほか、従業員の研修を実施したときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。

(業務責任者)

第 17 条 乙は、本業務の実施に当たって業務責任者を定め、その氏名を業務責任者届（様式 1）により、甲に報告しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この基本協定の履行に関し、その運営及び管理監督を行うほか、第 13 条に規定する

本業務の範囲等の変更等、業務責任者の報告、第 19 条第 2 項の規定による申請、事業計画書等並びに事業報告書の提出、開館時間及び休館日並びに利用時間の申請、第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定による報告、第 36 条第 2 項の規定による同意書の提出、利用料金の申請、自主事業の申請、第 45 条第 2 項及び第 3 項の規定による報告、本業務関係者に関する措置請求、第 62 条の規定による届出、指定の取消し並びにこの基本協定の変更及び解除に係る権限を除き、この基本協定に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務責任者に委任せず、自ら行使するものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(監督員)

第 18 条 甲は、この基本協定の履行に関し、甲の指定する職員（以下「監督員」という。）を定め、その氏名を監督員通知書（様式 2）により、乙に通知しなければならない。また、監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本業務の実施状況の監督及び調査
 - (2) 本業務への立会及び指示
 - (3) 本業務の実施についての乙又は乙の業務責任者に対する指示
 - (4) 基本協定等の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

(一部委託等)

第 19 条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲に第三者への一部業務委託承認申請書（様式 3）により申請をし、甲の承認を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、甲に対し、当該受任又は請負に関する一切の責任を負うこととし、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない。
- 3 乙は、前項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、当該委託先との委託契約書等の写しを甲に提出するものとする。また、法令等により資格、免許等を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出するものとする。
- 4 乙は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）第 2 条第 1 項の規定による入札参加停止の措置を受けている者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）第 3 条第 1 項の規定による入札参加除外の措置を受けている者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当する者を本業務の一部の委任又は請負の相手方としてはならない。
- 5 乙は、第 2 項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任又は請負の相手方から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴収し、その写しを甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

(不当介入等に対する措置)

第 20 条 乙は、この協定の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

2 乙は、前条第 2 項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、当該委任又は請負の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該相手方に対して警察に通報するよう指導しなければならない。

3 乙は、前 2 項の規定による報告及び通報により、本市が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、乙が入札参加停止者若しくは入札参加除外者又は第 58 条第 1 項第 6 号に該当する者を本業務の一部の委任又は請負の相手方としている場合は、乙に対して、当該相手方との契約の解除を求めることができる。また、これにより当該契約の解除を行った場合における一切の責任及び費用は、乙が負うものとする。

(原状の変更等)

第 22 条 乙は、管理施設を変更してはならない。ただし、甲に対し、あらかじめ施設原状変更申請書（様式 4）により原状変更について申請し、その承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、本業務の実施に際して、管理施設内に器具機械等の設置が必要な場合は、あらかじめ器具機械設置申請書により器具機械等の設置について申請のうえ承認を得なければならない。

(管理施設の補修等)

第 23 条 管理施設が破損・消耗した場合、乙は補修・修繕等を行う。ただし、大規模修繕については甲の負担とし、甲が実施する管理施設の補修・修繕等の 1 件当たりの金額は、予算の範囲で、毎年度締結する年度協定で定める。

(臨機の措置等)

第 24 条 乙は、災害防止その他の緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、その措置の内容を直ちに甲に報告しなければならない。

2 甲は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

3 乙が前 2 項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして甲が認めた部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については、甲乙協議して定めるものとする。

4 乙は、本業務に関して緊急時、防犯及び防災対策のマニュアル並びに従業員の連絡網等を作成し、甲に報告するとともに、緊急時の対応に従業員に指導しなければならない。

(利用者保護等)

第 25 条 乙は、本業務の実施に当たり、事故（個人情報情報の漏洩、滅失棄損等を含む）が発生した場合

は、適切な対応及び処置を行うものとする。

- 2 前項の規定による対応及び処置を行ったときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。ただし、特に重大な事故については、速やかに事故報告書（様式 5）により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、利用者等から要望及び苦情（以下「要望等」という。）があった場合は、適切な対応を行い、当該要望等の円滑かつ円満な解決に努めるものとする。
- 4 前項の規定による要望等の対応を行ったときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。ただし、特に重大な要望等については、速やかに要望（苦情）報告書（様式 6）により甲に報告しなければならない。

（個人情報等の取扱い）

第 26 条 乙は、本業務の遂行上知り得た個人に関する情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律の規定及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 乙の役員及び使用人並びに第 19 条第 2 項による委任又は請負の相手方の役員及び使用人は、本業務の遂行上知り得た秘密を外部へ漏らし又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

（情報の公開）

第 27 条 乙は、本業務に関して保有する情報の公開について、堺市情報公開条例の規定及び堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱（平成 18 年制定）を遵守し、本業務に対する市民の理解と信頼を深めるよう努めなければならない。

（文書管理等）

第 28 条 乙は、本業務を行うに当たり作成又は取得した文書（この条において「施設文書」という。）について、目録を作成の上、当該文書を適正に管理するものとし、甲が指示する期間（次項において「保存期間」という。）当該文書を保存しなければならない。

- 2 乙は保存期間が満了した施設文書を廃棄しようとするときは、甲の承認を得るものとし、甲の指示に従って確実に処分するものとする。
- 3 乙は、指定期間の満了時又は指定管理者の指定が取り消されたときは、施設文書を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、当該文書の取扱いについて、甲が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

（乙による備品等の購入）

第 29 条 乙は、任意により備品等を購入し、又は調達し、本業務の実施のために供することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により購入し、又は調達した備品等について、帳簿を設ける等により、明確に整理するものとする。

第4章 業務実施に係る甲の確認事項

(基本事業計画書の承認)

第30条 乙は、基本事業計画書を別紙3の内容のとおり作成し、甲に提出してその承認を得なければならない。

- 2 乙は、甲に提出した基本事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、基本事業計画書に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

(年度事業計画書の承認)

第31条 乙は、年度ごとに行う業務等について、年度事業計画書を別紙4の内容のとおり作成し、甲に提出してその承認を得なければならない。

- 2 乙は、甲に提出した年度事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、年度事業計画書等に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

(事業報告)

第32条 乙は、毎年度終了後、甲が定める事業報告書を別紙5の内容のとおり作成し、年度終了後2か月以内に甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取消の日から起算して30日以内に、取り消された日までの間の事業について事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- 2 乙は、本業務に関する定期報告書を別紙6の内容のとおり四半期ごとに作成し、各四半期終了後翌月15日以内に甲に提出しなければならない。ただし、第4四半期収支状況については、年度終了後2か月以内に提出しなければならない。この場合において、提出期限が堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもって期限とみなす。
- 3 甲は、前2項に規定する報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書面又は口頭による説明を求めることができる。

(立会、報告、調査等)

第33条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施に立ち会うことができる。

- 2 乙は、次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
 - (1) 本業務の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。
 - (2) 本業務の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
 - (3) 乙と金融機関との取引が停止となったとき。
 - (4) 乙が本業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき。
 - (5) 乙が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。
 - (6) 定款又は登記事項に変更があったとき、その他乙において本業務の適正な実施が困難となったとき、又は本業務の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。
- 3 甲は、本業務の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求め、又は本業務の実施について実地に調査す

ることができる。

- 4 乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(改善指示)

第 34 条 甲は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の本業務の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な業務の改善や是正の指示(次項において「改善指示」という)をすることができる。

- 2 乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

(経営状況の確認)

第 35 条 乙は、経営の健全性を証するため、乙が会社法(平成 17 年法律第 86 号)その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、乙の毎事業年度終了後 3 か月以内に甲に提出するものとする。乙が共同企業体であるときは、代表団体が各構成団体の計算書類及び監査報告書をそれぞれ取りまとめて甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の提出書類の内容等について、疑義がある場合、乙に対し説明を求めることができる。この場合において、乙は、甲から求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(市税の納税調査)

第 36 条 甲は、指定期間中において毎年度、乙の市税の納税状況について調査するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による調査に協力するため、同意書(様式 8)を提出するものとする。

(評価及び対応)

第 37 条 乙は、本業務に関する利用者の意見や要望を把握し、本業務に反映させるため、利用者を対象としてアンケート等による意見聴取を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により実施した意見聴取の結果を集計し、甲に対し当該集計結果並びに乙による分析及び評価等が記載された結果報告書を提出するものとする。ただし、当該結果を事業報告書に記載することにより、結果報告書の提出に代えることができる。
- 3 甲は、指定期間中において、必要に応じて本業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、乙は、合理的な範囲でこれに協力するものとする。
- 4 甲は、前項のモニタリングによる本業務の実績の確認及び評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 5 乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

(評価の公表及び対応)

第 38 条 甲は、毎年度終了後、乙による管理施設の本業務の状況及び実績等を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

- 4 甲は、第 1 項に規定する評価の結果に応じて必要があると認めるときは、違約金の支払などのペナルティを科すことができる。

第 5 章 指定管理料及び利用料金

(管理に係る経費)

第 39 条 乙は、本業務を自らの費用で実施するものとし、甲による指定管理料等の支払はないものとする。

(利用料金)

第 40 条 甲は、利用料金を、乙の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金は、堺市公園条例第 31 条第 2 項に規定する別表に定める額（附属設備等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、乙が事前に甲の承認を得て定めるものとする。
- 3 乙は、甲が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。甲が定める基準は、別紙 7 及び別紙 9 のとおりとする。
- 4 乙は、甲が定める基準に従い、利用者から収受した利用料金等の額の全部又は一部を利用者に還付することができる。甲が定める基準は、別紙 8 及び別紙 10 のとおりとする。

(本業務の経理)

第 41 条 乙は、自ら定める経理規程に基づき、本業務の実施に係る経費を適切に管理しなければならない。乙は、本業務に係る損益状況及び資金の保有状況について、独立の帳簿を設ける等により、明確に整理するとともに、甲の求めに応じ、関係する書類や通帳、伝票等の開示に努める等、本業務の経理を厳正に行わなければならない。

第 6 章 自主事業

(自主事業)

第 42 条 乙は、第 10 条に掲げる業務に支障をきたすことのない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

(自主事業計画書)

第 43 条 乙は、前条の規定により、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業計画書及び収支計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

- 2 乙は、指定期間中、事業計画書等で承認を受けた自主事業以外で、新たな自主事業を実施する場合は、自主事業申請書（様式 7）により申請し、事前に甲の承認を得て実施するものとする。
- 3 乙は、甲に提出した自主事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければな

らない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(自主事業に係る経費等)

第44条 乙は、本業務と自主事業を区分し、各々の収支を本業務の収支とは別に把握するものとする。

2 自主事業の実施において、乙に損失が生じた場合は、甲はこれを補填しない。

3 乙は、自主事業の実施において、乙に利益余剰金が生じたときは、当該余剰金をもって市民サービスの向上等に努めるものとする。

(自主事業における立会、報告、調査等)

第45条 甲は、必要があると認めるときは、自主事業の実施に立ち会うことができる。

2 乙は、次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(1) 自主事業の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 自主事業の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

(3) その他乙において自主事業の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

3 甲は、自主事業を適正に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求め、又は自主事業の実施について実地に調査することができる。

4 乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(自主事業の改善指示)

第46条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の自主事業の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な事業の改善や是正の指示（次項において「改善指示」という。）することができる。

2 乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第47条 乙は、故意又は過失により管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(損害の負担)

第48条 乙は、本業務及び自主事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、甲又は当該第三者にこれを賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が、乙の責に帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、乙は、当該賠償額及びその賠償に伴い発生した費用の補償を甲に行うものとする。

(保険)

第 49 条 本業務の実施に当たり、甲及び乙は、次の保険に加入しなければならない。

- (1) 甲の加入する保険は、建物総合損害共済保険とする。
- (2) 乙の加入する保険は、甲及び乙を被保険者とする施設賠償責任保険とする。
- (3) 保険内容等は下記のとおりとする。

ア) 補償内容 (賠償額)

- ・対人賠償 1 名につき 3 億円以上
1 事故につき 10 億円以上
- ・対物補償 1 事故につき 1000 万円以上

イ) 被保険者名 堺市及び指定管理者

ウ) 保険期間 指定期間と同じ期間とする。(年度ごとの加入でも可とする)

- 2 乙は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第 50 条 乙は、不可抗力が発生した場合、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 51 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙とで協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 52 条 前条第 2 項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(リスクの分担)

第 53 条 甲及び乙はこの基本協定に特別の定めがある場合を除き、本業務の履行に当たり、別紙 11 のとおりリスクを分担するものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

- 第54条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、甲又は甲の指定するものに文書で本業務の引継ぎを行わなければならない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、前項に規定する引継ぎに先立ち、乙に対して甲又は甲の指定するものによる管理施設等の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(利用料金の引継ぎ等)

- 第55条 利用料金収入は、施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。
- 2 利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が指定期間を超えるものについては、前受金として、乙は、甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。
 - 3 利用料金収入のうち、利用者に還付するものが指定期間を超える場合は、当該還付金を、乙は、甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

(原状回復義務)

- 第56条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、乙の負担により、経年劣化を除き管理施設を指定開始日時点の原状に回復し、甲に対して管理施設を引き渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は、管理施設の原状回復は行わずに、甲又は甲の指定するものに引き継ぐものとする。
 - 3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく、甲の指定する期日までに管理施設を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって管理施設の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲が支出した原状回復に係る費用を補償しなければならない。

(備品等の取扱い)

- 第57条 指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときの備品等の扱いについては、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し等)

- 第58条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定期間の途中であっても、公園条例第30条の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 乙がこの基本協定の内容又は仕様書に定めた業務を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 本業務及び自主事業の実施に際し、乙又は乙の役員又は使用人が不正又は不当な行為を行ったことにより、甲乙間の信頼関係が破壊されるに至ったとき。

- (3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (4) 本業務及び自主事業の実施に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
 - (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
 - (7) 第 21 条の規定により、甲から契約の解除を求められた場合において、乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) 法人税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき。（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき。）
 - (9) 前各号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき事由により、乙からこの基本協定解除の申出があったとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づき、指定を取り消し、又は本業務の停止を行おうとするときは、事前に次の事項を乙に通知するものとする。
 - (1) 指定取消日又は本業務の停止日
 - (2) 指定取消し又は本業務の停止の理由
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取消し又は本業務の停止までの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
 - 3 乙は、第 1 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、乙に損害、損失や費用負担が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
 - 4 甲は、第 1 項各号に定める場合のほか、管理施設の管理上特別の事由があるときは、この基本協定を解除して指定管理者の指定を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

- 第 59 条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 甲がこの基本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は甲から不合理な要求が提示された場合を含む。）。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。この場合、指定の取消しを希望する日の前年度の 4 月 1 日までに申し出ること。甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第 60 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
 - 3 前項の規定による取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

第 10 章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第 61 条 乙は、この基本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けたものについては、この限りでない。

(変更の届出)

第 62 条 乙は、名称、所在地、代表者及び使用印鑑のいずれかに変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第 63 条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(定期会議の開催等)

第 64 条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換及び業務の調整等を図る定期会議を毎月開催する。

2 乙は、本業務の遂行に当たり、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

(監査)

第 65 条 乙は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 37 第 4 項又は第 252 条の 42 第 1 項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査が行われる場合、又は同法第 98 条第 2 項の規定に基づき議会から監査委員に対し甲の事務に関する監査の求めがあつて監査委員による監査が行われる場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出等の請求に応じなければならない。

(天災等による施設供用の休止等)

第 66 条 甲は天災その他やむを得ない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設の全部又は一部の供用を休止させることができる。

2 乙は、予期することができない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 前 2 項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲乙協議の上、定める。

(避難所等開設時の対応)

第 67 条 災害等により本施設が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づく避難施設に指定されている施設（以下「避難所等」という）として開設される場合、乙は、使用許可の取消し等必要な措置を行うとともに、甲が行う避難所等の開設及び管理運営に関し必要な協力を行わなければならない。また、この場合における費用負担は甲乙協議の上、定める。

(協定の変更)

第 68 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この基本協定の規定を変更することができるものとする。

(協議)

第 69 条 この基本協定に定めがない事項については地方自治法及び関係法令の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合も、また同様とする。

(管轄裁判所)

第 70 条 この基本協定に関する訴訟の提起等は甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、甲と乙の代表団体が各1通を保有する

令和 年 月 日

甲 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
名 称 堺 市
代表者 堺 市 長 永藤 英機 印

乙 団体名
代表団体
住 所
名 称
代表者

構成団体
住 所
名 称
代表者

別記 個人情報取扱特記事項（指定管理業務仕様書 別紙（指定管理） 1 参照

別紙 1 管理施設

管理施設（特定公園施設の完成図書に基づき作成する）

別紙 2 要求水準書

水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理業務仕様書 及び
水賀池公園整備事業 指定管理業務仕様書（別冊）

別紙 3 基本事業計画書（指定期間中における共通計画）

次の内容が網羅されたもの（様式は自由）を作成するものとする。

- ア 管理の基本方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- イ 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
- ウ 収支計画
- エ 利用促進計画、サービス向上の方策
- オ 第三者への業務の委託計画
- カ 自主事業計画
- キ モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- ク 人材育成の考え方及び研修計画
- ケ 苦情、要望への対応
- コ 個人情報の保護方針及び保護措置
- サ 情報公開方針及び広報計画
- シ 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- ス 目標設定と目標達成の方策
- セ 緊急時対策
- ソ その他（施設に応じて必要な項目を追加 ※仕様書に定める以外で企画提案書等で提案された内容を反映させること。）

別紙 4 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

基本事業計画等の内容で、年度ごとに計画を出す必要のあるものについては年度事業計画書を作成するものとする。

いずれも年度内に実施する内容を記載すること。（下記は例）

- ア. 本市として求める目標・水準等における項目ごとの目標設定と目標達成計画等（2年目以降はこれまでの実績に基づく目標設定、達成方法）
 - ①適正な管理運営の確保に関する目標
 - ・年度目標
 - ・目標達成にむけた具体的な方法
 - ・アンケート等の実施方法及びスケジュール
 - ②利用者サービスの向上への取組に関する目標
 - ・年度目標

- ・目標達成にむけた具体的な方法
- ・施設利用者数、参加者数の統計方法
- ③収支に関する目標
 - ・年度目標及び施設ごとの内訳
 - ・目標達成にむけた具体的な方法
- イ. 上記以外の利用促進計画、サービス向上の方策及び実施スケジュール
- ウ. モニタリング計画
 - ・利用者意見の収集回数及び実施スケジュール
 - ・管理業務への反映方法
- エ. 管理施設、設備、器具備品等の維持管理・修繕方針・計画
- オ. 第三者への業務の委託契約・委託内容
- カ. 収支計画
- キ. 従業員名簿

別紙5 事業報告書

次の内容が網羅されたもの（様式は自由）を作成するものとします。

- ① 収支状況・・・費目ごとの支出金額と収入金額の決算書
 - ② 利用料金の収入状況・・・利用者数、料金区分、減免等の状況
 - ③ 管理業務の実施状況・・・事業計画書に記載されている業務の実施状況（委託状況も含む。）
 - ④ 施設の利用状況・・・利用区分ごとの利用者数、稼働率（目標達成状況を含む）使用許可、不許可の件数（理由）等
 - ⑤ 自主事業の実施・収支状況（報告書）・・・利用促進及びサービス向上、収支状況
 - ⑥ 利用者意見の聴取状況・・・利用者アンケート、意見等の集計、分析及び評価
 - ⑦ 人材育成の取組・・・職員研修（人権研修を含む）の実施状況等
 - ⑧ 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
 - ⑨ 個人情報保護、情報公開の実施状況
 - ⑩ 備品の状況・・・備品の異動や修繕等
 - ⑪ 指定管理者の目標の達成状況、自己評価、管理業務の総括等
 - ⑫ その他、業務内容等を勘案し、必要と認められる事項
- ※事業報告書は、堺市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する部分を除いて、市政情報センターで一般の閲覧に供することとします。

別紙6 定期報告書

次の内容について、四半期ごとに作成するものとします。（様式は自由。）

- ① 管理業務の実施状況・・・業務の実施状況、設備トラブル等（委託状況も含む）
- ② 収支状況・・・四半期ごとの収支状況
- ③ 利用料金の収入状況・・・利用者数、料金区分、減免等の状況
- ④ 施設の利用状況・・・利用区分ごとの利用者数、稼働率
- ⑤ 利用者意見の聴取状況・・・利用者アンケートの実施状況、主な意見等
- ⑥ 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応

- ⑦ 研修実施状況
- ⑧ 自主事業計画書の軽微な変更の有無とその内容
- ⑨ 備品等の設置場所の変更の有無とその内容
- ⑩ その他業務内容等を勘案し、必要と認められる事項

別紙 7 公園緑地部が指定管理者制度を導入している公の施設における利用料金の減免に関する取扱い基準（水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理業務仕様書の別紙（指定管理）5のとおり）

別紙 8 公園緑地部が指定管理者制度を導入している公の施設における利用料金の還付に関する取扱い基準（水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理業務仕様書の別紙（指定管理）6のとおり）

別紙 9 リスク分担表（事業者募集に関する資料 別紙 2 リスク分担表のとおり）

資料 1 施設・設備保守点検業務一覧（特定公園施設の完成図書に基づき作成する）

資料 2 施設維持管理関係業務一覧（特定公園施設の完成図書に基づき作成する）

堺市長 殿

指定管理者
所在地（住所）

名称又は商号

代表者職氏名

業務責任者届

水賀池公園整備事業基本協定書（指定管理者制度）第 17 条の規定により、本業務の業務責任者を以下のとおり、選任（変更）しましたので報告いたします。

業 務 名	水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理業務
選任<変更>年月日	年 月 日
業務責任者	氏 名
	連絡先 T E L

※選任変更がない限り、指定期間の満了まで業務責任者を継続するものとします。

水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理者

名称又は商号

代表者職氏名 様

堺市長 ○ ○ ○ ○

監督員通知書

標記について、〇〇年〇月〇日締結の水賀池公園整備事業基本協定書（指定管理者制度）第 18 条の規定により、本業務に関する本市監督員を以下のとおり、選任（変更）しましたので通知いたします。

業 務 名	水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理業務
選任<変更>年月日	年 月 日
監督員	所 属
	役職・氏名
	電話番号 (ダイヤルイン)

※変更がない限り、指定期間の満了まで監督員を継続するものとします。

年 月 日

堺市長 殿

水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理者

所在地（住所）

名称又は商号

代表者職氏名

第三者への一部業務委託承認申請書
（水賀池公園）

（水賀池公園）の管理業務の実施にあたって、水賀池公園整備事業基本協定書（指定管理者制度）第 19 条に基づき、次の業務については、その一部を委託したいので、ご承認くださいますようお願いいたします。

業務名	委託先 （所在地・商号又は名称・ 代表者 ^{フリガナ} 氏名・生年月日）	委託内容 （業務内容、実施時 期・回数など）	契約期間 （予定）	契約金額 （予定）

／ ページ

注意

1. この申請書に記載の委託業務において変更等が生じた場合は、すみやかに報告し承認を得るものとします。
2. 記載された個人情報 は堺市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。

年 月 日

水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理者

所在地（住所）

名称又は商号

代表者職氏名 様

堺市長 ○ ○ ○ ○

第三者への一部業務委託承認書
（水賀池公園）

〇〇年〇月〇日に申請のありました、次の業務については、一部委託を承認します。

業務名	委託先（所在地・商号 又は名称・代表者氏名）	委託内容（業務内容、実施時期・ 回数など）	契約期間（予 定）

注意

1. 上記業務の第三者への委託については、水賀池公園整備事業基本協定書（指定管理者制度）第19条の規定に基づき実施すること。

堺 市 長 殿

水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理者

所在地（住所）

名称又は商号

業務責任者氏名

施設原状変更申請書

（水賀池公園）における原状変更について、水賀池公園整備事業基本協定書（指定管理者制度）第22条第1項の規定により、申請いたします。

この変更に伴う工事期間中も管理業務に支障をきたさないように努め、諸手続、工事費等の諸経費を含め、弊社がすべての責任を負うものとします。

なお、原状変更の期間又は指定期間の終了時は、原状回復義務に関する水賀池公園整備事業基本協定書（指定管理者制度）第56条の規定を遵守します。（また、設置物については当方において十分に管理いたします。）

区 分	<input type="checkbox"/> 管理施設	変更の場所等	
	<input type="checkbox"/> 備品等	備品等の名称	
変更の理由			
変更の内容			

注意

- 1 この変更の内容を事前に審査するため、概略の予算、工事計画、原状変更の期間、設置物の名称、形状・大きさ、数量等を具体的に記載してください（別紙可）。
- 2 添付書類として、図面等の必要な書類を提出してください。

年 月 日

堺市長殿

水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理者
 所在地（住所）
 名称又は商号
 業務責任者氏名

事故報告書

（水賀池公園）に係る管理業務の実施にあたって、事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃				
発生場所					
相手方氏名・ 住所・連絡先		年齢	才位	性別	
事故種別 (○印を付ける)	・ 盗難 ・ 物損 ・ 人身 ・ その他 ()				
事故の状況 ※簡潔に					
対応の内容					
再発防止策					
その他 特記事項 (家族・病院の連絡先、 保険適用の有無等)					

様式 6

年 月 日

堺市長 殿

水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理者
所在地（住所）
名称又は商号
業務責任者氏名

要望（苦情）報告書

（水賀池公園）に係る管理業務の実施にあたって、要望（苦情）がありましたので、次のとおり報告いたします。

申出日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃				
申出者氏名 住所		年齢	才位	性別	
分類 ①	会員・一時利用・その他	分類 ②	面談・電話・メール・郵便・その他		
分類 ③ (○印を付ける)	・ 施設に関すること ・ 料金に関すること ・ 運営管理に関すること (スタッフ・プログラム・利用者マナー・駐車問題・水質管理・他)				
要望（苦情）の内容 ※簡潔に					
対応の内容					

年 月 日

堺 市 長 殿

水賀池公園整備事業（公園管理運営業務）指定管理者

所在地（住所）

名称又は商号

代表者職氏名

自主事業申請書

（水賀池公園）の管理を実施するにあたり、次のとおり自主事業を実施したいので、別紙収支計画書とともに申請します。

事業名			
事業目的			
事業の概要			
収支計画	別紙のとおり		
事業効果等			
実施時期		参加費 (利用者負担額等)	複数の場合は別紙で添付
対象者		対象予定人数	

年 月 日

水賀池公園整備事業（公園管理運營業務）指定管理者

所在地（住所）

名称又は商号

代表者職氏名

堺市長 ○ ○ ○ ○

自主事業承認書

〇〇年〇月〇日に申請のありました、次の自主事業について承認します。

事業名			
事業目的			
事業の概要			
事業効果等			
実施時期		参加費 (利用者負担額等)	複数の場合は別紙で添付
対象者		対象予定人数	

注意 1. 自主事業については、基本協定書第6章の規定に基づき実施すること。

注意 2. 指定管理者による指定期間内の独自事業であることを明示すること。